

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例(令和4年長崎県条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(多頭飼養の届出)

第2条 条例第9条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設において診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する獣医師
- (2) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条の身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する同法第3条第1項に規定する訓練事業者
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する者

2 条例第9条第1項の規定による届出は、別記様式第1号によるものとする。

3 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 犬又は猫の雌雄の別
- (2) 飼養施設の周辺的生活環境を保全する方法

4 条例第9条第2項の規則で定める書類は、飼養施設の平面図及び付近の見取図とする。

(変更等の届出)

第3条 条例第10条の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第10条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼養数の減少
- (2) 飼養数の30パーセント未満の増加
- (3) 不妊又は去勢の措置が実施された犬又は猫の数の減少又は増加
(飼い主のいない猫への給餌及び給水)

第4条 条例第12条第1項の規定で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊又は去勢の措置を施すことを予定している猫
- (2) 疾病又は負傷等により、一時的に保護を必要とする猫
- (3) 適正な飼育環境の下に置くため、保護又は譲渡することを予定している猫
(身分証明書)

第5条 条例第13条第2項の証明書は、別記様式第3号によるものとする。

(適用除外)

第6条 条例第15条の市町の区域及び当該規定に相当する規則で定める規定は、次に掲げるものとする。

- (1) 長崎市 条例第1条から第14条まで及び第16条の規定
- (2) 対馬市 条例第12条の規定

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

犬又は猫の多頭飼養届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 飼養施設の所在地 _____

2 飼養数

- (1) 犬： _____ 頭 (内訳) オス _____ 頭 (うち不妊又は去勢の措置を実施済み _____ 頭)
メス _____ 頭 (うち不妊又は去勢の措置を実施済み _____ 頭)
- (2) 猫： _____ 頭 (内訳) オス _____ 頭 (うち不妊又は去勢の措置を実施済み _____ 頭)
メス _____ 頭 (うち不妊又は去勢の措置を実施済み _____ 頭)

3 飼養又は保管の方法

- (1) 屋内・屋外の区別 ア 犬 屋内 屋外 イ 猫 屋内 屋外
- (2) 施設の構造 ア 犬 ケージ サークル 鎖等 その他 (_____)
イ 猫 ケージ サークル その他 (_____)
- (3) 雌雄の分離 あり なし
- (4) ふん尿等の処理方法 一般廃棄物として処理 業者に委託
その他 (_____)
- (5) 動物死体の処理方法 一般廃棄物として処理 業者に委託
その他 (_____)

4 周辺の生活環境を保全する方法

{ _____ }

備考

- 「届出者」について、法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 「3 飼養又は保管の方法」については、該当する の中にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、()内に具体的内容を記入すること。
- 「4 周辺の生活環境を保全する方法」については、鳴き声、臭気、毛の飛散等を防止し、及び軽減させるための具体的内容を記入すること。
- 飼養施設の平面図及び付近の見取図を添付すること。

犬又は猫の多頭飼養変更(廃止)届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

犬又は猫の多頭飼養について変更(廃止)したので、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 多頭飼養届出年月日 _____

2 飼養施設の所在地 _____

3 変更(廃止)年月日 _____

4 変更事項

届出者の住所又は氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

飼養数 施設の規模 施設の構造

雌雄の分離 ふん尿等の処理方法 動物死体の処理方法

周辺の生活環境を保全する方法

5 変更内容

(1) 変更前

{ _____ }

(2) 変更後

{ _____ }

備考

- 1 「届出者」について、法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 2 「4 変更事項」については、該当する の中にレ印を記入すること。
- 3 廃止の届出にあつては、「4 変更事項」については、記入しないこと。
- 4 飼養施設の変更を伴う場合は、飼養施設の平面図を添付すること。

表 面

	第 号
写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日
長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第2項の規定による身分証明書	
年 月 日	長崎県知事 印

裏 面

この証明書を携帯する者は、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定により立入調査をする職員である。

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋
(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、施設その他関係のある場所に立ち入らせ、若しくは調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。